

大和町地域でがんばる事業者応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域資源を生かした魅力ある地域づくりを推進し、町内において経済活性化を図るための事業を行う者に対して、予算の範囲内において大和町地域でがんばる事業者応援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和59年大和町規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き店舗等 町内において、これまで店舗、事務所、倉庫として使用された建物または居住を目的に建築された建物で空き家であり、建物の1階を含み、1月以上使用されていないもの。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付対象となる事業等は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者は別表第2に掲げる産業に該当する者かつ次の各号に掲げる者とする。

- (1) 地域産業支援部門 町内に主たる事業所を有する個人または法人とする。
- (2) 空き店舗支援部門 店舗又は施設として活用するもののうち、週4日以上営業且つ開業から3年以上事業を継続しようとする個人、法人又はその他の団体で、法人の場合は次のいずれかを満たすものとする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく許可又は承認を要する事業は除く。
- ア 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。
- イ 資本金を有する法人にあっては、拠出されている財産又は出資総額が10億円未満であること。
- ウ 一般財団法人にあっては、拠出されている財産又は出資総額が10億円未満であること。
- エ 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。
- (3) 令和3年度までに大和町店舗取得・改修推進事業補助金の交付決定を受けた者とする。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象者になることができない。ただし、地域商業の活性化が図られると町長が判断した場合は、この限りでない。
- (1) 空き店舗等の所有者が生計を一にする者及び2親等以内の親族であるとき。
- (2) 町税等に滞納があるとき。
- (3) 宗教活動又は政治活動が主たる目的であるとき。
- (4) 町内の他の店舗から移転して新規創業することにより、移転前の店舗を空き店舗等にするとき。
- (5) チェーン店及びフランチャイズ店で手数料等が発生するとき。
- (6) 大和町暴力団排除条例（平成25年条例第6号。）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者であるとき。

補助対象経費、補助率及び補助上限額は、別表第1に定めるとおりとする。

2 補助金の算定において、1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

3 空き店舗活用支援部門において、次の各号に掲げるものは補助対象経費に含めないものと

する。

- (1) 空き店舗等を賃貸目的で第三者に貸与するために改修工事をする費用
- (2) 備品の購入及び設置のみに要する費用
- (3) 大和町三世代同居応援事業に要する費用
- (4) 大和町子育て世帯等移住・定住応援事業に要する費用

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大和町地域でがんばる事業者応援補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 別表第1の備考欄に掲げる書類
- (2) 許認可が必要な事業については許認可証の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 申請者が納税義務者の場合には、市町村民税に係る滞納がないことの証明書又はこれに準ずる書類を添付しなければならない。

3 第1項の規定により補助金の交付を申請する場合には、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和3年法律第108号）の規定による地方消費税額の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第7条 町長は、前条に規定する申請書を受けた場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、大和町地域でがんばる事業者応援補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に交付するものとする。

(補助事業の内容の変更及び中止等)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は事業の内容を変更又は事業に要する対象経費の配分を変更する場合、並びに事業を中止又は廃止する場合は、大和町地域でがんばる事業者応援補助金変更承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更にあつては、この限りでない。

- (1) 対象経費の配分変更のうち補助金の交付決定額に変更がなく、補助対象事業細目相互間において20%以内の経費を増減する場合
- (2) その他事業計画の細部を変更する場合

2 補助事業者は、事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告しなければならない。

3 町長は、前項の規定による報告を受けたときは、必要に応じて補助対象者に対して指示することができる。

4 町長は、第1項の承認をする場合は、必要に応じて、交付決定した補助金額の全部又は一部を取消し、又は変更することができる。

(概算払)

第9条 補助事業者は、交付決定をした補助金の額の範囲内において、補助金の全部又は一部を大和町地域でがんばる事業者応援補助金概算払請求書（様式第4号）により請求することができる。

2 前項の規定による概算払の請求は、空き店舗活用支援事業のうち改装費に係る経費とする。

(実績報告)

第 10 条 補助事業者は、事業が完了したときは、速やかに大和町地域でがんばる事業者応援補助金実績報告書(様式第 5 号)に次の関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 別表第 1 の備考欄に掲げる書類
- (2) 許認可を受けた場合は検査済み証書等の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項に規定する実績報告を行うに当たり補助金に係る当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 11 条 町長は、前条の規定による報告を受け、報告書の審査後に、その内容が適切であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定する。

2 町長は、前項の規定により確定した補助金の額を、大和町地域でがんばる事業者応援補助金確定通知書(様式第 6 号)により補助金事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第 12 条 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、大和町地域でがんばる事業者応援補助金交付請求書(様式第 7 号)を町長に提出しなければならない。

(財産管理台帳の整備)

第 13 条 補助事業者は、当該補助金で取得又は効用の増加した財産について、大和町地域でがんばる事業者応援補助金財産管理台帳(様式第 8 号)により財産管理台帳を作成するものとする。ただし、当該財産の価格の単価が 20 万円未満の場合は、財産管理台帳の作成を省略することができる。

(決定の取り消し及び補助金の返還)

第 14 条 補助金事業者が補助金を他の用途への使用をし、その他事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれを付した条件その他規則又はこれに基づく町長の処分に違反したときは、町長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 21 日から施行し、令和 4 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条・第5条・第6条・第9条関係）

地域産業支援部門

番号	事業名	補助対象事業	補助率及び上限額	備考
1	商品開発支援事業	大和町優良地場産品推奨要綱第3に規定する推奨対象となる商品の開発に要する経費（材料費、梱包資材の製作費、商品パンフレット製作費、ホームページ作成委託料、製造に係る機器購入費等） ただし、冷暖房設備、什器備品及び家庭用電化製品等の汎用性のあるものを除く。	補助対象経費の3分の2以内。 1事業につき40万円を上限とする。	（第6条関係） 内訳の記載のある見積書、履歴事項全部証明書、定款・規約・会則等 （第9条関係） 領収書、契約書の写し、状況写真及び完成写真
2	イメージアップ支援事業	町内店舗への回遊性を高めるための店舗づくりに必要となる事業に要する経費（内装工事費、外装工事費、解体工事費、看板設置工事費、建具工事費、給排水衛生設備工事費、電気設備工事費）及び新型コロナウイルス感染症対策に要する経費 ただし、冷暖房設備、什器備品及び家庭用電化製品等の汎用性のあるもの、消耗品を除く。	補助対象経費の2分の1以内。 1事業につき、40万円を上限とする。	（第6条関係） 内訳の記載のある見積書、履歴事項全部証明書、定款・規約・会則等 （第9条関係） 領収書、契約書の写し、状況写真及び完成写真

空き店舗支援部門

番号	事業名	補助対象事業		備考
1	空き店舗活用支援事業	1. 空き店舗を利活用し地域活性化につながる事業を実施するための空き店舗等の購入費、改修費（内装工事費、外装工事費、解体工事費、看板設置工事費、建具工事費、給排水衛生設備工事費、電気設備工事費、空調・換気設備工事費）、賃貸料及び新型コロナウイルス感染症対策に要する経費 ただし、什器備品及び家庭用電化製品等の汎用性のあるもの、消耗品、敷金・礼金その他これに類するものを除く。 2. 令和3年度までに大和町店	店舗取得費、改修費は補助対象経費の3分の2以内。 1事業につき初年度のみ100万円を上限とする。 店舗賃貸料は補助対象経費の2分の1以内。 1事業につき、月額2万5千円を上限とし、補助対象期間は36か月間とする。	（第6条関係） 収支計画書（当該年度及び向こう3年分）、内訳の記載のある見積書、賃貸契約書の写し、店舗位置図、店舗図面（平面図）、履歴事項全部証明書、定款・規約・会則等 （第9条関係） 収支決算書、領収書、契約書の写

		舗取得・改修推進事業補助金の 交付決定を受けた者について は、開業月から 36 か月までの 賃貸料		し、状況写真及び 完成写真
--	--	--	--	------------------

※新型コロナウイルス感染症対策に要する経費については令和 5 年 5 月 7 日までの申請が対象

別表第 2（第 4 条関係）

大分類	中分類	小分類
I 卸売業，小売業	56 各種商品小売業	569 その他の各種商品小売業 (従業者が常時 50 人未満のもの)
	57 織物・衣服・身の回り品小売業	571 呉服・服地・寝具小売業 572 男子服小売業 573 婦人・子供服小売業 574 靴・履物小売業 579 その他の織物・衣服・身の 回り品小売業
	58 飲食料品小売業	581 各種食料品小売業 582 野菜・果実小売業 583 食肉小売業 584 鮮魚小売業 585 酒小売業 586 菓子・パン小売業 589 その他の飲食料品小売業 (ただし、細分類 5891 コンビ ニエンスストアを除く)
	59 機械器具小売業	591 自動車小売業 592 自転車小売業 593 機械器具小売業
	60 その他の小売業	601 家具・建具・畳小売業 602 じゅう器小売業 603 医薬品・化粧品小売業 604 農耕用品小売業 605 燃料小売業(ただし、細分 類 6051 ガソリンスタンドを 除く) 606 書籍・文房具小売業 607 スポーツ用品・がん具・娯 楽用品・楽器小売業 608 写真機・時計・眼鏡小売業 609 外に分類されない小売業 (ただし、細分類 6091 ホー

		ムセンターを除く)
M 宿泊業，飲食サービス業	75 宿泊業	751 旅館，ホテル
	76 飲食店	761 食堂，レストラン 762 専門料理店 763 そば・うどん店 764 すし店 765 酒場，ビヤホール 767 喫茶店 769 その他の飲食店
	77 持ち帰り，配達飲食サービス業	771 持ち帰り飲食サービス業 772 配達飲食サービス業
N 生活関連サービス業，娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業	781 洗濯業 782 理容業 783 美容業 784 一般公衆浴場業 785 その他の公衆浴場業 789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業
O 教育，学習支援業 ※空き店舗活用部門のみ対象	82 その他の教育，学習支援業	821 社会教育 823 学習塾 824 教養・技能教授業